

2010年8月24日

荒尾市市長 前畑 淳治様

荒尾海岸の重要な水鳥渡来地における 「野鳥休息場所と人の利用の緩やかな分離を促す啓発サイン」設置と要望

提出者

日本野鳥の会熊本県支部
支部長 高野 茂樹

日ごろの環境行政へのご理解に感謝申し上げます。

さて、荒尾市の荒尾海岸は、熊本県内でも重要な水鳥渡来地であることは、多くの市民にも広く認知されるようになってきています。本海岸には、おもに春季4月～5月、秋季8月中旬～10月に、数千キロから、長いものでは1万キロメートル以上の距離を渡るシギ・チドリ類が、シベリア等の繁殖地へ向かう途中に中継地として渡来します。こうした渡り鳥の保護は国を超えておこなう必要があるため、中継地は東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類ネットワーク、渡り鳥条約等によって国際的に保護されています。

本地区は有明海の干潟のなかでも、東与賀海岸（シチメンソウと水鳥で知られる）、鹿島市新籠干潟（シギ・チドリ類ネットワーク参加地）、球磨川河口干潟（シギ・チドリ類ネットワーク参加地）に次いで水鳥の多様性や渡来数が豊富で、山階鳥類研究所の標識調査も定期的になされ、ズグロカモメの越冬地調査は日中共同でされるなど、調査研究の基点となっており、有明海でも中核的な生息地として、さまざまな可能性を秘めている地区であるといえます。また、市民探鳥会も毎年開催され、自然観察、環境教育の起点としての重要性も高まっています。

その一方で、周辺には住宅も多く、漁業も盛んであることから、海岸への人の立ち入りは多く、それは海岸のほぼ全域となっており、荒尾市並びに熊本県の財産ともいえる前述の水鳥と良好な共存関係のためには、一部の海岸への立ち入りの自粛を呼びかけるなど、利用頻度に濃淡を設けるような啓発看板が必要不可欠と考えられます。

このことを検討するに際しては、本海岸は漁業者も多く利用し、厳密な立ち入り禁止区域の設置は難しいことから、まずは散策の方々に自発的な配慮を促す啓発サインを設け、効果を確認するなどの方法が妥当と考えられます。設置の適地としては、牛水地区の「たから製網」前の砂浜は、満潮時に十種程度、数百羽から数千羽のシギ・チドリ類が休息地として利用する頻度が周辺で最も高く、もともと護岸が途切れるところであることから、こうした啓発看板の設置の最適地といえます。また、一部港付近の浜でも水鳥が休息をとる頻度が高い場所が見受けられます。

この地点、また啓発サイン文面の例を別紙に示します。近年の生物多様性保全への社会的要求を踏まえ、善処していただけるよう、要望いたします。

これらの点について、不明な点がございましたら、下記あてにお問い合わせください。

連絡先

日本野鳥の会熊本県支部 事務局 田中 忠

同、荒玉地区幹事 安尾征三郎